

人権侵害における被害者の救済（論点のポイント）

1. 被害者救済に関わる各種機関の連携強化と地域における効果的な支援体制の構築

基本的な考え方

被害者が必要とする支援の内容に照らし、効果的な手段を有する機関がその機能を最大限に発揮
男女共同参画に関する問題が複雑化しつつあり、被害者救済のためには様々な解決手段を要するケースが増加していることから、各種機関の一層の連携強化と地域における効果的な支援体制を構築

各種機関の連携強化

都道府県等の単位で、被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等による連絡協議会を設置する等により、男女共同参画に関する最新課題、人権侵害の状況、処理困難事例に係る解決手法などの情報を共有化

地域ごとに人権侵害に関する相談窓口について住民に理解しやすい形で周知

地域の実情に応じた具体的な連携方策の検討には、都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当部署が中心的な役割を果たすことが重要

総合的なケースマネジメント

ケースワーク技術のある力量のある相談機関において、被害者の自立支援の観点から生活全般にわたる総合的なケースマネジメントを行い、必要な支援が適切に確保されるようにフォローし、必要に応じ、関係機関との調整を図る機能その手法等について調査研究

身近なところに総合相談の場を確保し、きめ細かな支援

被害者が適切な機関にアクセスできるような情報提供を確実にできるような総合相談の場の確保。市町村段階まで視野に入れた機能の整備。女性センター等の積極的な活用

被害者が適切な機関にアクセスする際に、必要に応じ、同行するサービス等きめ細かな支援。ボランティアも含めた民間団体と行政機関の連携強化を視野に入れ、地域ごとに具体的な方策について検討

2. 被害者救済に関わる者の知識・技能の向上及び活動の活性化

被害者救済に関わる者の知識・技能の向上

男女共同参画に対する意識の醸成、援助技術の向上に関する研修の機会を設ける

地方公共団体の被害者救済に関わる機関等において、非常勤職員の研修機会に十分配慮。中長期的な視点から、専門的な人材が育つような雇用システム・処遇が確保されるよう、地域の実情により配慮

人権擁護委員

女性委員の積極的な委嘱を進めるとともに、例えば、女性センター等において相談に携わった経験豊富な者等、男女共同参画に関する高い識見を有する者が委嘱されるよう選任過程において配慮

人権擁護委員協議会等に設置されている男女共同参画社会推進委員会等の活動の促進、専門委員制度の活用等

3. 人権侵害における被害者救済と施策についての苦情の処理との関係

被害者救済に関わる機関の連絡体制を強化する場合には苦情処理機関の参加も求めて、男女共同参画に関わる情報を共有

地域における被害者救済の取組の中で出てきた施策に対する様々な意見について情報収集し、必要に応じて施策の改善に努めることが重要であり、各府省及び男女共同参画会議は積極的にその役割を果たす